

(写)

令和6年度 新宿区特別職報酬等審議会 議事録要旨

【日時】 令和6年11月25日(月) 午前9時30分から

【会場】 区役所本庁舎6階 区議会第2委員会室

(出席委員) 稲 継 裕 昭 井 元 毅 上 田 良 子 佐 藤 光 子
鈴 木 ゆきえ 松 川 英 夫 六 田 文 秀 渡 辺 芳 子

(事務局) 総務部長 鯨井 庸司 総務課長 原田 由紀 財政課長 羽山 功一

【会議概要】

1 定足数確認(総務課長)

「新宿区特別職報酬等審議会条例第6条」に定める定足数については、8名の委員の出席により会議が成立する旨報告

2 開会

3 議事録署名委員の選出

松川委員、六田委員の2名を選出

4 諮問

区長から審議会に、「新宿区特別職の報酬等の改定について」諮問した。

5 事務局議事説明

資料について説明

- ・「令和6年特別区人事委員会勧告について」
- ・「新宿区の財政について(新宿区財政白書)」(財政課長)
- ・「特別職報酬等審議会への諮問事項」

(総務課長) 諮問の具体的な事務局案として、次のとおり提案する。

- ・区長、副区長及び常勤の監査委員の給料の額、区議会議員の議員報酬、並びに教育委員、非常勤の監査委員、選挙管理委員の報酬の額を、現行額から2.89%相当引き上げる。教育長の給料の額を、61,000円引き上げた上で、2.89%相当引き上げる。これを令和7年1月1日から実施する。
- ・区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当支給月数を、現行から0.20月引き上げる。これを令和6年12月期に支給する分から実施する。

6 質疑応答

(井元委員) 選挙管理委員の報酬は日額とあるが、これは選挙がある毎に支払われるのか

(総務課長) 選挙管理委員には、選挙がある毎ではなく、公務の出席に応じて報酬を支給している。

(井元委員) 選挙の際は、区役所や特別出張所でたくさんの方が従事しているが、あの方たちが補充員なのか。

(総務課長) 補充員は選挙管理委員会において定数に満たない場合に、臨時に委員に充てられる者である。選挙当日に投票所で従事している方は選挙管理委員ではなく、報酬体系も異なっている。

(佐藤委員) 教育長の年収については下から3番目ということだが、他区と比べて上げが出遅れていたということか。

(総務課長) 昨年度の審議会でご意見をいただき、調査を行ったところ、他の多くの区では制度改正に伴って給料の上げを行っていたことが分かった。このため、審議会のご意見も踏まえ、教育長の職務・職責に応じた上げについて諮問に入れている。

(佐藤委員) 23区といっても広さや学校の数も違うため、それらを考慮して上げを行わなかったということも考えられるのか。

(総務課長) 他区では制度改正により、多くの区が教育長の給料を上げたが、新宿区では制度が改正された当時、どれくらいの区が上げを行うか把握できていなかった。他区よりも遅い時期となったが、新宿区においても職務・職責に応じた上げをしたいと考えている。

(鈴木委員) 資料を見ると、常勤代表監査委員がある区とない区があるがなぜか。

(総務課長) 監査委員の報酬等については条例によって定められている。新宿区は条例で常勤代表監査委員の給料を定めているが、他区では常勤代表監査委員の給料を定めていないところも多い。なお、現在新宿区では、非常勤の委員が代表委員となっているため、常勤代表監査委員としての給料の支払いはない状況である。

(井元委員) 広報紙を見たが、区長の退職手当の計算式はどのように決められているか。

(総務課長) 条例によって定められており、毎年変わるものではない。

(井元委員) 以前は一般職と区長の退職手当はそこまで違っていなかったのでは。

(会長) 一般職と特別職とでは全く別の給与体系となっている。首長の退職手当については一般職と異なっており、その定め方も全国的にはほぼ類似しており、ほぼ同じ月数となっている。

(総務課長) 退職手当の支給率は他区と全く同じ比率というわけではないが、新宿区が他区と比べて特に高い又は低い状況であるとは認識していない。

(井元委員) 消防団員はこの審議会という特別職ではないのか

(会 長) 当審議会は諮問内容にある特別職等の報酬が所掌範囲となっており、それ以外の特別職については所掌外となる。

他に質問や意見等がなければ、議論はひとまず区切らせていただき、これまでの審議内容を踏まえて、答申案文を作成する。

(一 同) 異議なし。

※休憩再開後

(会 長) 事務局に答申案文の朗読を求める。

(総務課長) 一答申案文朗読—

(会 長) 答申案文について、質問や意見はあるか。

(一 同) 異議なし。

(会 長) 以上で本日の議事を終了する。区長からあった諮問に対する答申は、後ほど審議회를代表して私から区長に渡す。これで審議会を閉会する。

7 閉会

